

芦 監 報 第 2 4 号
令和5年2月24日

芦屋市監査委員 阿 部 清 司

芦屋市監査委員 長 谷 基 弘

財政援助団体監査の結果について
(公益社団法人 芦屋市シルバー人材センター)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項）

第2 監査の対象

- ・対象団体 公益社団法人芦屋市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）
- ・所管部署 福祉部高齢介護課

第3 監査の範囲

令和3年度を主として、芦屋市が交付した補助金に係る出納その他の事務を範囲とし、必要に応じて過年度分も監査の範囲とした。

第4 監査の期間

令和4年10月12日から令和5年2月21日

第5 監査の方法

シルバー人材センターに対し財務及びその他の事務に関する書類の提出を、所管部署である福祉部高齢介護課に対し補助金交付関係書類の提出をそれぞれ求め、書類の調査を行うとともに、令和5年1月31日に福祉部高齢介護課、同年2月6日にシルバー人材センターの担当者から事情聴取を行ない、必要に応じて実査する方法により実施した。

第6 監査の結果

今回行った監査結果は次のとおりである。

表記に関する注意事項

1 記載数値について

- (1) 記載した数値は、シルバー人材センターから提出された定時総会議案書及び各種書類、芦屋市（福祉部高齢介護課）から提出された補助金交付関係資料から転記している。

2 単位未満の端数処理等について

- (1) 文中及び表中の金額は原則円単位で表示したが、一部千円単位で表示したものは四捨五入した。

3 表中の符号等の用法について

- (1) 金額及び%に関する事項
「△」・・・マイナス
「－」・・・該当がないもの、資料等に記載されていないもの

1 概要

- ①名称：公益社団法人芦屋市シルバー人材センター
- ②所在地：芦屋市宮塚町2-2
- ③沿革：昭和62年4月 兵庫県知事から社団法人の許可を受け設立
平成24年4月 公益社団法人に移行

2 設立目的

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき指定され、平成24年4月に公益社団法人となった。芦屋市に居住し健康で働く意欲のある高年齢者に経験や能力に応じた仕事を提供して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3 事業内容

シルバー人材センターが定款第4条第1項において掲げている事業は、次のとおりである。

- ①高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- ②高齢者の就業に関する調査及び研究
- ③高齢者に対する就業相談の実施
- ④高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供
- ⑤臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業を希望する高年齢者への職業紹介事業又は労働者派遣事業の実施
- ⑥高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会の開催
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 芦屋市との関係

芦屋市（福祉部高齢介護課）は芦屋市交付金要綱に基づき、予算の範囲内で「高年齢者労働能力活用事業」に対する補助金を交付している。令和3年度のシルバー人材センターからの請求額は2,000万円となっており、その内訳は次のとおりである。芦屋市からは請求額どおり2,000万円の補助金を交付している。

(単位:円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業費	給料諸手当	8,116,000	8,409,000	9,309,000
	賃借料	3,180,000	3,180,000	3,180,000
	謝金等	7,240,000	7,240,000	7,240,000
	小計	18,536,000	18,829,000	19,729,000
管理費	給料諸手当	1,464,000	1,171,000	271,000
	小計	1,464,000	1,171,000	271,000
合計		20,000,000	20,000,000	20,000,000
交付決定額		20,000,000	20,000,000	20,000,000

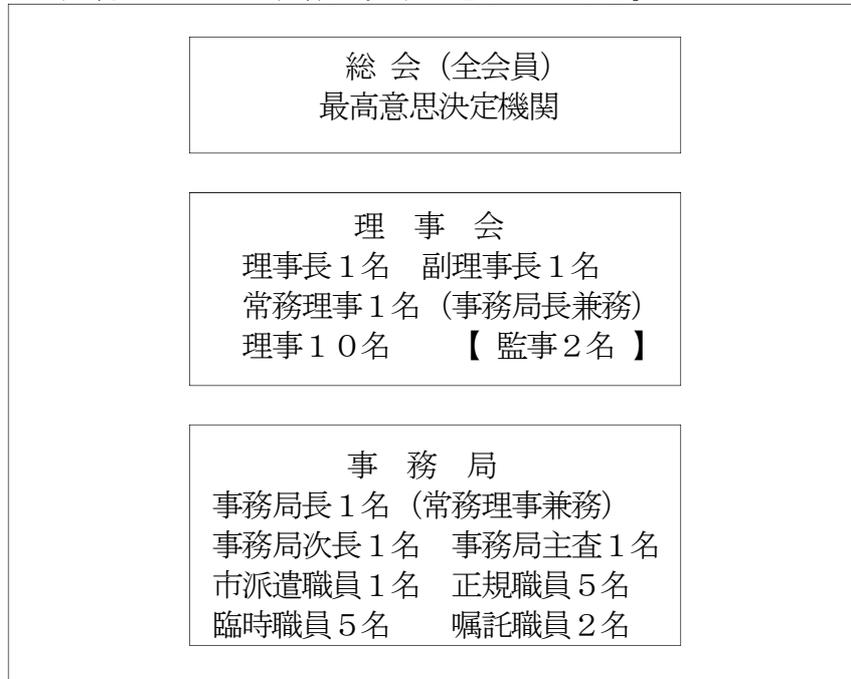
また、人事上の関係性では、後述する組織において、常務理事（事務局長兼務）

は元市職員、理事のうち1名は福祉部長が選任されている。さらに事務局にも職員（市派遣職員）が例年1名配置されている。

シルバー人材センターが利用している土地・建物は芦屋市の所有物件であり、芦屋市に賃借料を支払っている。

5 組織

シルバー人材センターの組織は以下のとおりである。



シルバー人材センターは、全会員で組織される総会、理事によって組織される理事会、監事及び事務局で構成されている。

役員として理事及び監事が総会の決議によって選任される。令和3年度の役員数等は上記に示したとおりである。

6 組織活動

令和3年度においては、定時総会を5月に開催し決算及び役員を選任等を審議している。また理事会を7回開催し、次年度の事業計画や予算等について協議している。

業務委託の一環である税理士による計算書類等の確認を4月に実施し、それを受けて監事による会計及び業務監査を同月に実施し、双方から適正であるとの確認を得ている。

7 会 員

シルバー人材センターの会員は、以下の3種である。

①正会員

この法人の目的に賛同する原則として芦屋市に居住する者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力の活用を希望するおおむね60歳以上のもの。

なお、正会員は会費規則において、年額2,400円の会費を納入している。

②特別会員

この法人に功労があった者又は学識経験者で、この法人の事業運営に必要と認めて理事長が推薦し、総会の承認を得たもの。

③賛助会員

この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で、理事会の承認を得たもの。

正会員数等の推移

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
会 員 数 (人)		1,122	1,114	1,142
就業率 (%)	受託・独自	85.2	80.5	78.0
	派遣	—	100.0	100.0
就業延人 (人)	受託・独自	105,118	88,609	95,377
	派遣	6,421	14,623	14,806
事業高 (千円)	受託・独自	438,801	379,988	408,976
	派遣	32,660	72,689	72,339

正会員の入退会の状況

区分	令和2年度末	入会者	退会者	令和3年度末
男性	614人	56人	50人	620人
女性	500人	79人	57人	522人
合計	1,114人	135人	107人	1,142人

※入会動機は健康維持・社会参加が5割を超え、退会理由は病気が4割近くになる。

年齢別正会員数 (令和3年度末)

区分	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	平均年齢
男性	15人	90人	206人	188人	121人	75.2歳
女性	34人	105人	184人	127人	72人	73.6歳
合計	49人	195人	390人	315人	193人	74.5歳

8 事業実績について

シルバー人材センターでは、公共機関や企業等の民間からの依頼に基づく請負事業、兵庫県シルバー協会が派遣事業元となる労働者派遣事業、「キッチンカフェなりひら」をはじめとした独自事業、以上の3つの事業が主な収入源となっている。

	令和3年度就業延人員	令和3年度事業高	令和2年度事業高
受託事業	87,483人	389,203,504円	366,531,253円
独自事業	7,894人	19,789,589円	13,456,339円
派遣事業	14,806人	72,339,255円	72,688,548円
合計	110,183人	481,315,292円	452,676,140円

※ 派遣事業については、公益法人会計上、シルバー人材センターの収入は取扱い手数料のみが、正味財産増減計算書に計上される。

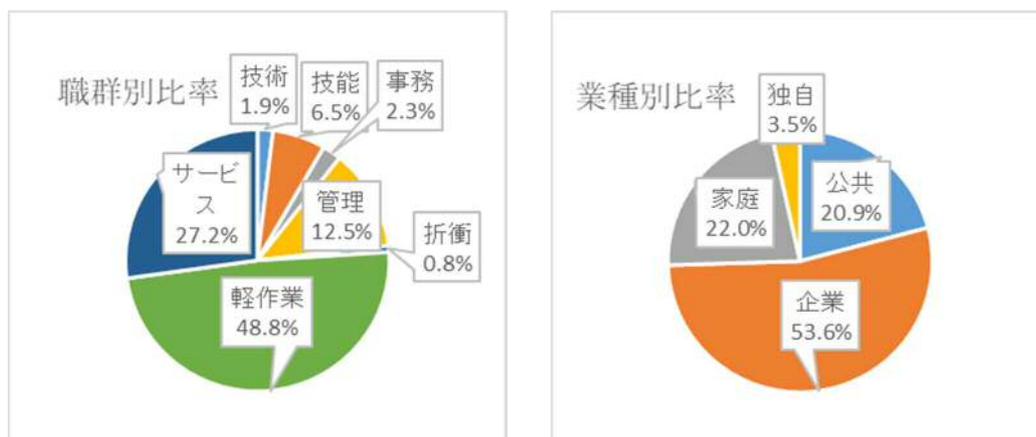
キッチンカフェなりひら事業 (独自事業)

シルバー人材センターでは受託事業、派遣事業の他に、会員が企画・提案する独自事業の制度がある。代表的なものとして市民センター内に開設している

「キッチンカフェなりひら」があり、ビジネスとしての側面だけでなく、年間約2、700人の就業の場の確保とシルバー事業を市民にアピールするツールとしての役割も担っている。この事業に関しては、先進事例として他市のシルバー人材センターからの視察や問い合わせがあるとのことである。

また、他の独自事業として「小町カフェ」（喫茶店）、「まつぼっくり」（子育て支援事業）等の運営を行っている。

請負事業（受託事業及び独自事業）の職群別比率、業種別比率は以下のとおりである。（令和3年度実績）



職群別の内容について

技術（各種講座等）・技能（剪定、網戸張替え等）・事務（受付、集計事務等）・管理（施設、駐車場管理等）・折衝（販売、配達等）・軽作業（清掃等）・サービス（家事、広報紙配布等）

9 公益法人会計基準における財務諸表等について

シルバー人材センターでは、公益法人会計基準に基づいて会計処理を行っている。公益法人会計基準（平成20年基準）では、財務諸表の定義として、貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書（「財務諸表に対する注記」を含む）とし、財務諸表に附属明細書及び財産目録を加えたものを基準の対象としている。貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表も財務諸表の一部とされている。なお、シルバー人材センターのように会計監査人を設置しない公益法人では、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことができるとされている。また、収益事業等から生じた収益のうち50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れない場合には、貸借対照表内訳表の作成は不要とされている。

10 決算について

①比較貸借対照表

（単位：円）

科目	令和3年度	令和2年度	増減
（資産の部）			
1 流動資産	62,686,035	55,616,406	7,069,629
現金	250,569	289,063	△38,494
普通預金	23,650,600	19,222,840	4,427,760

郵便貯金	1,630,966	400,201	1,230,765
未収金	36,096,011	34,164,193	1,931,818
仮払金	256,289	290,330	△34,041
前払金	801,600	1,249,779	△448,179
2 固定資産	52,124,380	67,944,969	△15,820,589
(1)特定資産	49,109,667	64,834,142	△15,724,475
退職給付引当資産	2,750,000	11,464,000	△8,714,000
減価償却引当資産	8,773,232	8,263,760	509,472
財政運営資金積立資産	5,000,000	10,000,000	△5,000,000
事故賠償補填準備積立資産	8,500,000	12,000,000	△3,500,000
記念行事積立資産	9,000,000	8,000,000	1,000,000
施設等整備資金積立資産	15,000,000	15,000,000	0
車両運搬具	1	1	0
什器備品	86,434	106,381	△19,947
(2)その他固定資産	3,014,713	3,110,827	△96,114
車両運搬具	1	1	0
什器備品	1,711,796	2,162,672	△450,876
建物附属設備	354,762	0	354,762
電話加入権	149,968	149,968	0
敷金	200,000	200,000	0
保証金	577,626	577,626	0
預託金	20,560	20,560	0
資産合計	114,810,415	123,561,375	△8,750,960
(負債の部)			
1 流動負債	32,465,909	31,181,428	1,284,481
未払金	28,792,311	27,231,687	1,560,624
前受金	1,500,271	1,646,671	△146,400
預り金	1,939,427	2,283,970	△344,543
仮受金	233,900	19,100	214,800
2 固定負債	2,638,824	11,464,000	△8,825,176
退職給付引当金	2,638,824	11,464,000	△8,825,176
負債合計	35,104,733	42,645,428	△7,540,695
(正味財産の部)			
1 指定正味財産	86,435	106,382	△19,947
(うち特定資産への充当額)	(86,435)	(106,382)	(△19,947)
2 一般正味財産	79,619,247	80,809,565	△1,190,318
(うち特定資産への充当額)	(46,384,408)	(53,263,760)	(△6,879,352)
正味財産合計	79,705,682	80,915,947	△1,210,265
負債及び正味財産合計	114,810,415	123,561,375	△8,750,960

※ 貸借対照表は期末における法人の財政状態表示するための指標である。資金の調達源泉を示すのが負債または正味財産であり、調達した資金を何で運用しているのかを示すのが資産である。資産の部で固定資産に区分される「特定資産」とは、特定の目的のために、用途、保有または運用方法等に制約のある資産をいう。他方、正味財産の部の「指定正味財産」とは、寄付等によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている正味財産の額のことをいう。「一般正味財産」とは、基金及び指定正味財産以外の正味財産のことを指す。

②比較正味財産増減計算書

(単位:円)

科目	令和3年度	令和2年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1)経常収益	460,333,906	429,151,777	31,182,129
受取事業収益	402,402,279	373,049,408	29,352,871
受取配分金	329,579,979	309,221,393	20,358,586
受取材料費等	18,590,599	15,545,970	3,044,629
受取事務費	54,231,701	48,282,045	5,949,656
労働者派遣事業等受託収益	7,057,600	7,392,000	△334,400
介護予防日常生活支援総合事業収益	6,590,814	6,938,184	△347,370
受取会費	2,686,800	2,700,200	△13,400
受取補助金等	39,748,947	38,967,619	781,328
受取連合交付金	19,729,000	18,829,000	900,000
受取(市)補助金	20,000,000	20,125,320	△125,320
受取補助金振替額	19,947	13,299	6,648
特定資産運用益	3,793	10,451	△6,658
雑収益	1,843,673	93,915	1,749,758
(2)経常費用	461,524,224	431,483,496	30,040,728
事業費	448,865,853	420,155,423	28,710,430
支払配分金	333,803,649	313,691,153	20,112,496
支払材料費等	17,283,740	14,338,654	2,945,086
人件費	38,964,102	33,513,645	5,450,457
退職給付費用	878,720	1,198,268	△319,548
賃借料	11,949,998	10,309,362	1,640,636
諸謝金	17,048,514	17,608,707	△560,193
その他事業費	28,937,130	29,495,634	△558,504
管理費	12,658,371	11,328,073	1,330,298
役員報酬	1,442,700	1,522,500	△79,800
人件費	9,369,313	7,955,007	1,414,306
退職給付費	169,020	256,052	△87,032
その他管理費	1,677,338	1,594,514	82,824
当期経常増減額	△1,190,318	△2,331,719	1,141,401
2 経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	2	△2
当期経常外増減額	0	△2	2
当期一般正味財産増減額	△1,190,318	△2,331,721	1,141,403
一般正味財産期首残高	80,809,565	83,141,286	△2,331,721
一般正味財産期末残高	79,619,247	80,809,565	△1,190,318
II 指定正味財産増減の部			
(1)収益	0	119,680	△119,680
受取補助金等	0	119,680	△119,680

受取地方公共団体補助金	0	119,680	△119,680
(2)費用	19,947	13,299	6,648
一般正味財産への振替額	19,947	13,299	6,648
一般正味財産への振替額	19,947	13,299	6,648
当期指定正味財産増減額	△19,947	106,381	△126,328
指定正味財産期首残高	106,382	1	106,381
指定正味財産期末残高	86,435	106,382	△19,947
Ⅲ正味財産期末残高	79,705,682	80,915,947	△1,210,265

※ 正味財産増減計算書とは、会計期間における法人の活動成果を表示するための書類であり、貸借対照表の正味財産の構成要素である一般正味財産・指定正味財産・基金の区分ごとに増減内容を明らかにするものである。なおシルバー人材センターに基金制度はない。

令和2年度の芦屋市からの補助金は、毎年高齢介護課より交付されている補助金20,000,000円の他、子育て推進課(当時)より子育て支援事業に対して「保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金」が別途245,000円交付された。シルバー人材センターでは、内125,320円を経常収益として計上し、119,680円を経常外収益として処理した後、購入した洗濯乾燥機を特定資産として計上している。

③正味財産増減計算書内訳表 (令和3年度)

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益	447,675,535	0	12,658,371	460,333,906
受取事業収益	391,422,408	0	10,979,871	402,402,279
受取配分金	329,579,979	0	0	329,579,979
受取材料費等	18,590,599	0	0	18,590,599
受取事務費	43,251,830	0	10,979,871	54,231,701
労働者派遣事業等受託収益	7,057,600	0	0	7,057,600
介護予防日常生活支援総合事業収益	6,590,814	0	0	6,590,814
受取会費	1,294,800	0	1,392,000	2,686,800
受取補助金等	39,477,947	0	271,000	39,748,947
受取連合交付金	19,729,000	0	0	19,729,000
受取(市)補助金	19,729,000	0	271,000	20,000,000
受取補助金振替額	19,947	0	0	19,947
特定資産運用益	3,793	0	0	3,793
雑収益	1,828,173	0	15,500	1,843,673
(2)経常費用	448,865,853	0	12,658,371	461,524,224
事業費	448,865,853	0		448,865,853
支払配分金	333,803,649	0	0	333,803,649
支払材料費等	17,283,740	0	0	17,283,740
人件費	38,964,102	0	0	38,964,102
退職給付費用	878,720	0	0	878,720
賃借料	11,949,998	0	0	11,949,998
諸謝金	17,048,514	0	0	17,048,514
その他事業費	28,937,130	0	0	28,937,130

管理費	0	0	12,658,371	12,658,371
役員報酬	0	0	1,442,700	1,442,700
人件費	0	0	9,369,313	9,369,313
退職給付費	0	0	169,020	169,020
その他管理費	0	0	1,677,338	1,677,338
当期経常増減額	△1,190,318	0	0	△1,190,318
1 経常外増減の部				
(1)経常外収益	0	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△1,190,318	0	0	△1,190,318
一般正味財産期首残高				80,809,565
一般正味財産期末残高				79,619,247
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
(1)収益	0	0	0	0
受取補助金等	0	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0	0
(2)費用	19,947	0	0	19,947
一般正味財産への振替額	19,947	0	0	19,947
当期指定正味財産増減額	△19,947	0	0	△19,947
指定正味財産期首残高				106,382
指定正味財産期末残高				86,435
Ⅲ 指定正味財産期末残高				79,705,682

※ 平成20年公益法人会計基準では、「公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない」とされており、シルバー人材センターは公益目的事業を經理する公益目的事業会計と法人全般に係る事項等を經理する法人会計及びその他会計の3会計に区分している。

1.1 指摘事項について

今回の監査では改善が必要と思われる事項は見当たらなかった。しかしながら監査の過程において気になる事項がいくつか見受けられたので、それらについて以下「意見」として列挙する。

1.2 意見

シルバー人材センターについて

①規程等で文言の修正が必要と思われるものが確認されたので、しかるべき時期に改めることが望ましい。

②シルバー人材センター財務規程第37条第2項によれば、「減価償却資産は、その取得価格が20万円以上で、かつ、使用可能年数1年以上の使用目的の資産をいう。」と規定されているが、令和2年度に芦屋市子育て推進課（当時）から新型コロナウイルス感染症対策のために交付された補助金によって取得した洗濯乾燥機が、20万円以下にもかかわらず減価償却資産として計上されていた。この処理についてシルバー人材センターに確認したところ、委託先の税理士に「使途制

限を受ける特定資産として計上した方がいい。」との助言を受けたため特定資産（減価償却資産）として計上し、決算認定を受けたとの回答があった。助言を参考にするにしても、判断するのはあくまで理事会又はシルバー人材センターであるべきだが、その判断に至った記録等は見当たらなかった。

今回は財務規程よりも特定資産としての計上を優先すべきこととしたので、芦屋市から補助金をもらい、その用途がコロナ対策の資産購入目的という書類（補助金申請書等）とともに、シルバー人材センターが、コロナ対策補助金の趣旨にのっとり特定資産としたという証拠を残すための内部決裁を揃えて、後年になっても分かるような状態に整えておくことが望ましい。

③総勘定元帳を確認したところ、給与及び期末手当の一部について諸謝金として仕訳（会計処理）を行っていた。この処理についてシルバー人材センターに確認したところ、臨時職員の給与等を諸謝金として処理していたが、税理士から指摘を受けて、現在（令和4年度から）の仕訳（会計処理）は諸謝金から給料手当に変更しているとの回答があった。今後もより適切な会計処理を行うよう努めてほしい。

高齢介護課について

①現在の補助金交付の根拠となる要綱については大枠しか規定されていない。細部については社会情勢の推移を鑑みながら市とシルバー人材センターとの間で協議を行い書面を交わすことが望ましい。

13 むすび

今回、財政援助団体への監査として、シルバー人材センターの主として令和3年度の財務・会計について確認してきたが、概ね適正に処理されていた。

シルバー人材センターでは、会員数を増やすことに積極的に取り組んでおり、増加傾向が見られるとはいうものの、今後、行政・企業の定年延長実施により少なからず影響が出てくると思われる。地道な広報啓発活動に積極的・継続的に取り組み、会員数の数値目標を達成するよう努めていただきたい。

人生100年時代と言われる中で、今後も高齢者の方の健康維持や社会参加のため、就労機会の確保や生きがいの創設に寄与されることを期待するところである。